## 令和7年度長崎県外国人材確保総合支援業務委託 公募型プロポーザル募集要領

この要領は、下記業務の公募型プロポーザルに参加しようとするもの(以下「提案者」という。)が留意するべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

#### 1.業務名

令和7年度長崎県外国人材確保総合支援業務委託

#### 2.業務の概要

## (1)業務の内容

外国人材受入に係る地域間競争の激化が予想される中、外国人材受入に関する総合相談窓口の設置や、企業の外国人材受入に対する理解促進を図るセミナーの開催、また、企業と監理団体等とのマッチングイベントの開催や、外国人向けの長崎県で働く魅力発信動画の制作等により、企業の外国人材受入を総合的に支援することで、必要な労働力を確保し、県内産業の健全な継続、発展を図る(詳細は企画提案書作成仕様書のとおり。)。

#### (2)履行期間

契約日から令和8年3月31日(火)まで

## (3) 見積上限額

13,394,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

この金額は、本業務における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではありません。

事業の企画・調整等に関する費用のほか、情報収集にかかる費用、打ち合わせの費用等すべての経費を含みます。

委託料の支払いは、委託業務完了後となります。

#### 3. プロポーザルの日程

日 程	内容	
令和7年3月25日(火)	公募開始	
令和7年4月 4日(金)	参加表明書提出期限	
令和7年4月 9日(水)	参加資格確認結果通知	
令和7年4月14日(月)	質問書提出期限	
令和7年4月22日(火)	企画提案書提出期限	
令和7年5月中旬	企画提案書審査委員会及び審査結果通知(予定)	

## 4. 企画提案書の作成及び提出

### (1)提出書類

別添企画提案書作成要領により作成した企画提案書

## (2)提出部数

正本1部、副本5部(計6部)を提出してください。

## (3)提出方法

持参または郵送(書留)とする。なお、郵送の場合は到着を確認すること。 持参の場合は、県の閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時までの間に提出してください。

## (4)提出期限

令和7年4月22日(火)午後5時(必着)

持参、郵送に関わらず、この期限までに提出してください。

この期限までに全ての必要書類がそろっていない場合は、受付けることができませんので ご注意ください。

### (5)提出先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県 産業労働部 未来人材課 外国人材対策担当

TEL: 095-895-2733、FAX: 095-895-2582

メールアドレス:s05590@pref.nagasaki.lg.jp

#### (6)留意事項等

- (ア)企画提案書は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、 引き替え及び撤回は認めないものとします。また提出された書類は返却しません。
- (イ) 虚偽の記載をした企画提案書は、無効とします。
- (ウ)見積上限額を超える企画提案書は、無効とします。
- (エ)応募資格要件を満たさない者又は契約締結候補者を選定するまでの間に応募資格要件 を満たさなくなった者が提出した企画提案書は、無効とします。
- (オ)企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションにかかる費用は、提案者の負担とします。
- (カ)提出された全ての書類は、長崎県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書となりますので、法人に関する情報(いわゆる企業秘密等)に該当する場合は、その旨明記してください。
- (キ)提出された企画提案書は、本業務の契約締結候補者選定作業以外には使用しません。

## 5. 質疑及び回答

#### (1)質問の受付

本業務の内容など企画提案に関する質問は、令和7年4月14日(月)午後5時までに、別添質問様式により、上記「(5)提出先」まで電子メールまたはFAXにて提出してください。また、送信後、質問書を送信した旨を上記「(5)提出先」まで電話連絡願います。

#### (2)回答

回答は、令和7年4月17日(木)までに、質問書を提出した者に電子メールにて回答し、 すべての質問に対する回答を、未来人材課ホームページに掲載します。

## 6. プレゼンテーションの実施

- (1)提出された企画提案書により、提案者による各者 30 分程度のプレゼンテーションを実施 します。時間配分は、プレゼンテーション 20 分、質疑 10 分を予定しています。
- (2)プレゼンテーションは、令和7年5月中旬を予定していますが、参加資格確認結果通知後、 別途、提案者に対し開催日時等、詳細について連絡します。

#### 7.契約締結候補者の選定方法

契約締結候補者の選定については、県が設置する「令和7年度長崎県外国人材確保総合支援 業務委託審査委員会」において、別表の評価項目等に基づき、提出された企画提案書及びプレ ゼンテーションの内容等について審査を行い、決定するものとします。

#### 8.審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- (ア)審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- (イ)他の提案者と、応募提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- (ウ)契約締結候補者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に 開示すること。
- (エ)企画提案書等、提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- (オ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

### 9. 結果の通知

審査結果は、全ての提案者に対し文書で通知します。

#### 10.契約締結時の留意事項

- (1)契約締結の手続きについて
  - (ア)審査の結果、契約締結候補者を決定したときは、県は、あらためて業務仕様書を作成し、長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)に定める随意契約の手続きにより、契約締結候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認したうえで委託契約を締結し、契約書を取り交わすものとします。
  - (イ)契約締結候補者との協議が調わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に 向けた協議を行い、前号に準じて契約の手続きを行います。
  - (ウ)契約締結候補者が、契約締結候補者として決定した日から契約締結の日までの間において、本件への参加資格を失った場合は、契約を締結しません。

## (2)契約保証金について

長崎県財務規則第113条第8号の規定により免除します。

#### 11. その他

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(任意様式)を提出してください。辞退することによって、今後の県との契約等について不利益な取扱をすることはありません。

# (別表)

## 1.評価項目等

評価項目		評価の視点		
実施体制	実施体制	適切かつ円滑な業務を実施できる体制か。		
	   -1 業務遂行能力	業務内容をしっかりと理解し、実現可能かつ適切な業務 スケジュールを組んでいるか。		
の評価	-2 業務遂行能力 (実績)	官公庁等と、過去 5 年間に同種または類似の業務を契約 し、履行した実績があるか。		
企画提案の評価	外国人材受入に関す る総合相談窓口の設 置・運営、 アドバイザー派遣	しっかりと相談に対応できる適切な運営体制、人員配置 (数や専門性等の人材の質)となっているか。 しっかりと業務を遂行できるアドバイザーを派遣でき るか。 相談窓口の周知方法は効果的な内容となっているか。 利用者の利便性向上等、よりよい相談窓口の運営に向け て、創意工夫等がなされているか。	3 0	
	企業と留学生の マッチング支援	求人ニーズの掘り起こしは効果的な内容となっているか。 より円滑な業務遂行やマッチング率向上を意識した、創 意工夫等がなされているか。		
	企業向けセミナーの 開催	参加者の募集方法は効果的な内容となっているか。 効果が期待できるセミナー内容となっているか。 より効果的なセミナー開催に向けて、創意工夫等がなされているか。	1 0	
	企業と監理団体等と のマッチングベントの 開催	参加者の募集方法は効果的な内容となっているか。 マッチングイベントの運営全般について、円滑な進行や 商談を促すような工夫がなされ、マッチング効果が期待で きる内容となっているか。	2 0	
	優良企業見学会の 開催	参加者の募集方法は効果的な内容となっているか。 より円滑な見学会の企画・催行に向けて、創意工夫等が なされているか。		
	長崎県で働く 魅力発信動画制作	想定している動画制作に必要な知見を有しているか。 提案された動画構成は、動画の用途等を踏まえつつ、ベトナム人及びインドネシア人の特性や各国の状況等を反映した、効果的な内容となっているか。	1 0	
満点(10 点)×各提案者の提案金 提案金額 (小数点以下切捨て)		満点(10 点)×各提案者の提案金額のうち最低の額÷自社の提 案金額(小数点以下切捨て)	1 0	
合計 110				

- (1)評価項目 ~ の評価方法は、A、B、C、D、Eの5段階評価とし、評価の視点に基づき評価した評点を算出します。なお、全審査委員の評点の平均点(端数がある場合、小数点以下第2位を四捨五入する。)を評価項目別の評点とします。
- (2)評価項目 ~ までにおいて、評価項目別の評点合計が50点未満(合計100点のうち) であった場合、その企画提案書は不採択とします。
- (3)評価項目 ~ までの評価項目ごとの評価(ただし -2 は除く)において、1項目でも審査委員の半数以上がE判定の評価であった場合、その企画提案書は不採択とします。

## 【参考】評価と評点

±π/ <del></del>	配点30点の	配点20点の	配点10点の	配点 5 点の
評価	場合の評点	場合の評点	場合の評点	場合の評点
A (非常に優れている)	3 0	2 0	1 0	5
B (優れている)	2 4	1 6	8	4
C (普通)	1 8	1 2	6	3
D (劣っている)	1 2	8	4	2
E(非常に劣っている)	6	4	2	1

## 2.審査の方法

(1)前項「1.評価項目等」に基づき、審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点者 を選定します。

ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者、提案金額が同一の場合には「企画提案の評価」の合計点が上位の者を最優秀提案者とします。

なお、「企画提案の評価」の合計点も同一であった場合には、選定委員合議の上、これを 決定します。

- (2)審査は、企画提案書及びプレゼンテーションの内容から行います。
- (3) 最優秀提案者は、特別の理由がない限り契約締結候補者となります。

## 令和7年度長崎県外国人材確保総合支援業務委託に関する質問書

所	在地				
商号又は名称					
代	表者名				
担当者	部署名				
	氏 名				
	TEL				
	メール				
2.5	ここに質問内容を記載してください。				